

平成 24 年度 岡山大学大学院法務研究科

法学既修者前期入試 試験問題

民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 6 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 までである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。そのほか、問題 3 用の解答用紙が配布されている。
4. 各解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目名も記入すること（問題 3 の解答用紙には、試験科目名の記入は必要ありません）。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の設例を読み、設問について解答すること。

〔設例〕

Xは、岡山市内にある会社に就職して10年近くになる。5年前に結婚し、子どもが2人できたため、現在住んでいる賃貸住宅では狭くなっている。毎月8万円の賃貸料を払っているが、かなりの負担になっている。Xは、妻の希望もあって、庭のある住宅を購入できればと思っている。

Xは、近くの不動産業者Aに相談したところ、岡山駅から路線バスで15分ほどのところにY所有の3000万円の物件（以下、「本件物件」という。）があるとのことであった。早速、X夫婦が本件物件を見に行ったところ、希望通りのものであった。

Xは、B銀行の融資窓口で相談したところ、Xの年収でも、月額8万5000円の返済で2500万円までなら借りることができるとの返事があった。そこで、B銀行と住宅ローンの手続きを進めるとともに、頭金500万円は、Xの父から借りることにした。幸い、Xの父が農協に融資の申し込みをしてくれるとのことであった。

そこで、Xは、Yとの間で、平成23年6月15日に、本件物件を3000万円で購入する契約（以下、「本件売買契約」という。）をした。決済日は平成23年7月28日とし、登記手続きも、同日、B銀行と提携するC司法書士が行い、直ちに本件物件の引渡しを行うということを約束した。ところが、Xは、決済当日、2500万円しか持参できなかった。Xの父が農協との手続きに手間取ったためであった。Xはそのことを知っていたが、Yに事前に連絡はしなかった。他方、Yは、司法書士の指示にしたがって、移転登記に要する書類をすべて持参していた。Xは、残りの500万円は数日で用意できるから待つてほしいと頼み込んだが、Yは「約束が違う」と言って帰ってしまった。

8月1日に、Yから「代金3000万円全額を直ちに支払え」と催告する内容証明郵便が届いた。翌8月2日に、父から500万円が振り込まれたので、Xは、大急ぎで3000万円をY宅に持参し、Yに受け取ってほしいと頼んだが、駄目であった。8月4日に、Yから、本件売買契約を解除するという内容証明郵便が届いた。

Xは、本件物件をどうしても手に入れたいと主張しており、話し合いが難航している。

〔設問〕

上記の事実関係において、XYのどちらの主張が認められると考えられるか。XY間の法律関係について分析し、その理由も述べよ。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 次の〔設問 1〕および〔設問 2〕に解答しなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書きなさい。

〔設問 1〕

以下の(1) (2)について、簡潔に説明しなさい。

(1) 訴訟資料と証拠資料との峻別

(2) 文書の成立の真正

〔設問 2〕

金銭消費貸借契約の貸主 X が、借主 Y を被告として、貸金 200 万円のうちの一部分であることを明示し、150 万円についての返還を求める訴え（以下、「前訴」とする）を提起した。審理の結果、裁判所は、X の請求を 100 万円の限度で認容する一部認容・一部棄却判決（以下、「前訴判決」とする）を言い渡し、それが確定した。

その後、X が、Y を被告として、前訴で請求しなかった残額 50 万円についての返還を求める訴え（以下、「本訴」とする）を提起した。

裁判所は、前訴との関係で、本訴を、どのように処理すべきであるか。前訴判決の既判力に留意し、根拠を示して説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 下記の問1～問3に答えなさい。解答は、【問題3】用の解答用紙に書きなさい。

問1 下記1～10の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。

1. 株式会社の設立に際して現物出資ができるのは発起人のみである。
2. 判例によれば、定款に会社法107条1項1号の定めのある株式会社において、会社の承認なくなされた株式の譲渡は、譲渡当事者間においても効力を生じない。
3. 判例によれば、会社法201条3項4項に違反して、株主への通知・公告を欠いたままなされた新株発行は、新株発行差止請求をしたとしても差止め事由がないためにこれが許容されない場合であっても、新株発行の無効事由になる。
4. 公開会社でも、公開会社でない株式会社でも、自己株式の処分の無効の訴えの提訴期間は、同じである。
5. 判例によれば、株主総会の日から3か月を経過した後に提起された株主総会決議無効確認の訴えにおいて、無効原因として主張された瑕疵が決議取消原因に該当しているときは、たとえ決議取消の主張が出訴期間経過後になされたとしても、当該決議取消の主張は出訴期間遵守の点において欠けるところはない。
6. 株式会社の監査役は、当該株式会社の親会社である株式会社の取締役になることができる。
7. 株式会社において、準備金の額を減少し、その減少する額の全部を資本とするときには、債権者異議手続きをとることを要しない。
8. 定款所定の出資の目的をすべて会社に出資した合名会社の社員は、会社債権者に対して会社の債務を弁済する責任を負わない。
9. 委員会設置会社の取締役会はその決議によって、会社法676条1号に掲げる事項の決定を執行役に委任することができる。
10. 吸収合併消滅会社は、合併の効力発生により、清算手続を経ずに解散する。

問2 次の〔事実関係〕において、下記11～25の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。最高裁判所の判例がある場合は、その見解に従って判断すること。

〔事実関係〕

A株式会社は、資本金10億円、発行可能株式総数300万株、発行済株式総数100万株の公開会社である。A社は委員会設置会社ではなく、種類株式発行会社ではない。

A社には、Bほか4名、計5名の取締役が適法に就任しており、Bが代表取締役に選定されている。

C株式会社は、A社の営む事業と実質的に競争関係にある事業を営む公開会社でない株式会社であり、平成20年1月以降引き続きA社株式3万株を有する株主名簿上の株主である。

11. A社は監査役会および会計監査人を置かなければならない。
12. A社が1株を10株に分割する株式分割をする場合、株主総会の決議によらないで、発行可能株式総数を3000万株とする定款変更をすることができる。
13. A社が株券発行会社である場合、株主から請求があるまで株券を発行しないことができる。
14. A社は、相続によりA社株式を取得した者に対し、当該株式をA社に売り渡すことを請求できる旨を定款で定めることができる。
15. A社が募集株式の発行を行う場合、当該募集株式の引受人は、出資の履行をすることにより当該募集株式の株主となる権利を譲渡しても、A社に対抗することができない。
16. A社がC社の総株主の議決権の30パーセントに相当するC社株式を有している場合、C社はA社の株主総会において議決権を行使することができない。
17. Bが会社法120条4項の支払い責任を負う場合、A社は株主総会の特別決議により、Bの当該責任を一部免除することができる。
18. A社取締役会において、Bを代表取締役に選定する決議に際して、Bは議決に加わることができない。

19. A社取締役会において、Bを代表取締役から解職する決議に際して、Bは議決に加わることができない。
20. A社の監査役がその互選によって特に取締役会に出席する監査役を定めたときは、当該定められた監査役以外の監査役は、取締役会に出席することを要しない。
21. BがA社に対し無利息無担保で返済期限の定めなく10万円の金員の貸し付けをなすには、A社の取締役会の承認を受けなければならない。
22. BがA社の重要財産をC社に譲渡する取引を、取締役会の決議を経ずに行った場合、当該取引は原則として有効であるが、ただC社が取締役会決議を経っていないことを知り、または知ることができたときに限って、無効である。
23. C社が適法に申し立てていた会社法358条に基づく検査役選任の申し立ての手続き中、A社がかつて発行していた新株予約権が行使されたためC社の持株比率が総株主の議決権の百分の三未満となり、かつ発行済株式総数の百分の三未満となった場合、C社の検査役選任の申し立ては、特段の事情がない限り、却下される。
24. 会社法461条1項の規定に違反してA社が剰余金の配当（金銭である）をした場合、当該剰余金の配当を受けた株主は、悪意の場合に限り、当該剰余金の配当により交付を受けた金銭を支払う責任を負う。
25. C社から平成21年度の附属明細書の閲覧請求がなされても、A社はこれを拒むことができる。

問3 株主総会の特別決議を要する事業の譲渡に該当するか否かについて、最高裁判所が示した判断基準を書きなさい。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

本問は、民法における基本的な理解を試す問題である。

① Yは「解除」を主張している。Yとしては、どのような主張をしなければならないか。条文を参照して、主張すべき事実を整理することができるかが試される（民法 541 条）。

② Yの解除の主張に対して、Xは、どのような反論をすることができるか。この点について、民法 541 条における「相当の期間内」の履行があったかどうかを、主論点として展開する答案が少なくなかった。もっとも、「弁済の提供」がなされると、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる（民法 492 条）という点に言及する答案もあった。この反論が認められるならば、双務契約の場合、解除されないですむからである。

なお、事実関係の正確な理解が前提となる。次に、該当「条文」があれば必ず挙げ、離れた場所に規定されている条文でも体系的に正確に理解しているかが試される。

問題 2

設問 1 民事訴訟法に関する基本的な概念（(1)は弁論主義の内容、(2)は文書の形式的証拠力）の理解が正確であるかを問う問題である。

設問 2 一部請求をめぐる訴訟法上の議論についての理解が正確であるかを問う問題である。具体的には、数量的に可分な請求について、訴訟物の捉え方、および、既判力の作用の仕方に関する理解を問う問題である。判例・学説における議論状況を踏まえた上での検討がなされる必要がある。

問題 3

問 1 は、会社法の諸規定や最高裁判例の正確な理解を問う択一問題である。問 2 は、一定の前提事実の下で会社法の適用関係および判例の基礎的な知識を問う択一問題である。問 3 は、会社法における「事業の譲渡」が平成 17 年改正前商法における「営業譲渡」と同意義であるとの通説の理解を前提に、最(大)判昭和 40 年 9 月 22 日民集 19 卷 6 号 1600 頁の判示内容を問う問題である。